

年末手当の不当カット4名が大阪地裁に提訴！！

大阪第二運輸所の山口敏明さん！！

名古屋車両所の田川裕之さん！！

大阪仕業検査車両所の島津 力さん、渡邊幹夫さん！！

本人訴訟で闘う仲間を分会は支援しよう！！

会社が、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの調査期間に於いて判断したボーナスカット理由である。

- ① 仕業検査時増圧シリンダーの検査手順を誤った。
- ② 仕業検査時EGS入のモニター確認を行わなかった。
- ③ 仕業検査時補助排障装置の検査を行わなかった。
- ④ 仕業検査時ATCチャート仕業検査終了印字の確認を行わなかった。
- ⑤ 仕業検査時架線電圧の0Vであることの確認を行わなかった。
- ⑥ 仕業検査時作業表示灯仕業の点灯を行わなかった。
- ⑦ 仕業検査時標識灯の確認をしなかった。
- ⑧ 臨時修繕作業時チェックシートの記載に不備があった。
- ⑨ 仕業検査時VCBを誤投入した。
- ⑩ 仕業検査時EGS監視カメラ窓、照明の検査手順を誤った。

現場管理者は、『支社が判断した、私は知らない』と言っています。上記は、訴状の中の会社によるカット理由です。標準化点検で現場管理者が些細なミスを指摘事項としてデッチ上げて関西支社に報告した内容です。このボーナスカットは昨年秋に最高裁判所から出された、会社による名古屋車両所分会の掲示物不当撤去が『**不当労働行為**』であると決定されたことに対する会社による報復である。

しかし、皆さん半年の間にこんな「些細なミス」を己の出世のために、でっち上げる管理者に注意しよう！！

